

## 上田市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長は申請に関する必要事項を定めないこととする。

(指定の基準等)

第3条 支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長は指定を行わないこととする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。